

# 用語集

## 第2次豊橋市廃棄物総合計画 用語集

	用語	説明
数字・アルファベット	3R（スリーアール）	リデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の頭文字Rを取って造った用語。 リデュースは物を大切に使うこと、リユースは使える物は繰り返し使うこと、リサイクルはごみを資源として再び利用することを意味する。
	530（ゴミゼロ）運動	「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉として、1975（昭和50）年に豊橋から始まり、全国に広まった環境美化の市民運動。 「ごみを出さない、作らない530のまち」などを運動の目標として、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいる。
	ICT	情報・通信に関連する技術の総称。 Information and Communication Technology の略で、IT（情報技術）に「コミュニケーション」を付加している。
	IoT	建物、電化製品、自動車、医療機器など多種多様な「モノ」がインターネットに接続することによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。 Internet of Things の略で、モノのインターネットともいわれる。
	ISO14001	国際標準化機構（ISO）が1996（平成8）年に出した環境管理（環境マネジメントシステム）に関する国際規格。 組織が環境配慮の体制を作る場合に、この規格が標準的な手法としてしばしば用いられる。第三者機関の認証を受けることにより、組織が環境配慮活動を行っていることを国際的に証明できる。
	PCB	ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。 Poly Chlorinated Biphenyl の略で、熱に強く科学的に安定で電気絶縁性や耐薬品性に優れており、変圧器やコンデンサの絶縁油、塗料、カーボン紙の溶剤など幅広い用途に使用されたが、人体への影響や環境への有害性が確認されたため、1974（昭和49）年から製造・輸入が禁止されている。
	PCB 廃棄物	ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ廃棄物。
	SDGs（持続可能な開発目標）	Sustainable Development Goals の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。 17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
ア行	一般廃棄物	ごみ、生活排水など産業廃棄物以外の廃棄物。
	一般廃棄物会計基準	国が2007（平成19）年6月に示した、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等のガイドライン。 市町村の一般廃棄物処理事業における3R化の推進を目的としている。

	用語	説明
ア行	温室効果ガス	大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするガス。 地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）など 7 種類を定めている。
カ行	拡大生産者責任	自ら生産する製品等について、生産者が資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。
	合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂などの生活雑排水を併せて処理できる浄化槽。
	家庭系ごみ	家庭から排出された全てのごみ（生活系ごみ）のうち、古紙や生ごみ、プラマークごみなどの資源として排出されたものを除いたごみ。
	家庭ごみ有料化	家庭から出るごみの処理経費の負担を市民に直接求める制度。 市民が処理経費の一部を手数料として負担することによる、ごみ減量やリサイクルの推進、費用負担の公平化を目的としている。
	環境影響評価	事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、環境の保全のための措置による環境影響を総合的に評価する制度。 事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、意見を聞いたうえで事業計画を作成する。
	環境審議会	本市が設置する市の諮問機関。 学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認めた者（市民等）で構成し、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する。
	環境配慮型合併処理浄化槽	環境省浄化槽設置整備事業実施要項の環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に規定された消費電力基準をみたす浄化槽。
	希少金属	埋蔵量が少なく、採掘と精錬のコストが高いなどの理由で、流通・使用量の少ない非鉄金属。
	業務継続計画	災害、事故などに遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行っておくべき活動、緊急時における事業継続のための方法・手段などについて予め決めた計画。 BCP（Business Continuity Plan）とも呼ばれる。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する時、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する購入方法。
	建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律。 建設資材の分別解体や再資源化の促進、廃棄物の適正処理を図ることを目的に、2000（平成 12）年に制定された。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものこと。	

	用語	説明
カ行	鉱さい	高炉、電気炉などから出るかす（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鉱物廃砂など。
	小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。 使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的に、2012（平成24）年に制定され、家電4品目を除く、ほぼ全ての家電を対象としている。
	古紙リサイクルヤード	市民が無償で古紙を持ち込むことができる古紙回収事業者の事業所。 古紙回収事業者の協力の下、古紙の回収拠点の一つになっている。
	ごみガイドブック	本市のごみ分別や排出方法を説明した冊子。
	ごみ減量推進検討委員会	2011（平成23）年度から2012（平成24）年度までと2019（令和元）年度に設置した会議体。 学識経験者や事業者、市民で構成し、本市における総合的なごみの減量とリサイクル推進に向けて幅広く意見を聴取し、効果的な施策の導入を検討した。
	ごみ出しメールサービス「ゴミカレ」	ごみの収集日などをメールで通知するサービス。 2014（平成26）年7月から運用を開始した。
	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」	ごみの収集日や分別の検索機能や、施設位置の地図検索機能などを備えたスマートフォン・タブレット用アプリ。 2017（平成29）年6月から運用を開始した。
	コミュニティ・プラント等	主に市街化調整区域の集合住宅などの汚水を処理する施設。
サ行	サーマルリサイクル	熱回収を意味する造語。
	災害廃棄物	自然災害が原因で発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対応するため、市町村がその処理を実施する廃棄物。
	最終処分	廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分。 最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。
	再使用	いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。
	再生資源活用審査制度	愛知県が全国に先駆けて実施したもので、事業者が産業廃棄物や製造過程で生じる副産物を原材料として再生品を製造し、販売する際に、事前に県が届出を受け、環境安全性を審査するという制度。
	再生利用	廃棄物等を原材料として再利用すること。
	雑がみ分別お試し袋	雑がみの分別促進と周知啓発を目的に作成・配布した紙袋。 新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック以外のリサイクルできる古紙を「雑がみ」という。
	サプライチェーン	原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費といった、商品や製品が消費者に届くまでの一連の流れ。

	用語	説明
サ行	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同施行令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸など 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物。
	事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書	廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項及び豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 15 条の規定に基づき、延床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物を所有する事業者に対し、本市が提出を求める事業活動に伴い発生する一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書。
	資源化量	排出された廃棄物のうち資源として再生、利用されたものの量。 一般廃棄物処理基本計画においては、ペットボトルやびんカン等資源として収集される物のほか、不燃系ごみや粗大ごみの中間処理の過程で選別した有価物、ごみの焼却・溶融処理によって生産・利用したスラグ、地域資源回収で回収される古紙等を含む。一方、産業廃棄物処理基本計画においては、有償物量と再生利用量を合計したものと定義している。
	指定検査機関	浄化槽法により、浄化槽の適正な設置と維持管理を確認するため、都道府県知事が指定した検査機関。
	指定ごみ袋制度	家庭のごみの持ち出し袋について、市が指定した規格（大きさ、色、形など）に合うものを使用してもらう制度。 2016（平成 28）年 4 月から「もやすごみ」と「こわすごみ」に、2017（平成 29）年 4 月から「生ごみ」に導入した。
	自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律。 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を目的に、2002（平成 14）年に制定された。
	主灰	焼却炉でごみを焼却した時に燃えがらとして残り、炉の底から排出される灰。
	循環型社会	廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進及び廃棄物の適正処理により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。
	消化ガス	微生物が生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥といった有機物を消化（分解）する際に発生するガスの総称。 二酸化炭素のほか、メタンなどの可燃性ガスを含む場合もある。
	浄化槽汚泥	浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥上になったもの。
	浄化槽法	生活排水の適正処理を図ることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に 1983（昭和 58）年に制定された法律。 浄化槽の設置、保守点検及び清掃等についての規制などを定めている。
	浄化槽法定（11条）検査	浄化槽法第 11 条で定められた浄化槽の水質に関する定期検査。 浄化槽管理者は、都道府県知事指定の検査機関が実施するこの検査を年 1 回受けることが義務付けられている。

	用語	説明
サ行	食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。 食品に係る資源の有効な利用や廃棄物の排出の抑制を目的に、2000（平成12）年に制定された。
	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄される食品。 ごみとして廃棄するため、多額の費用がかかるだけでなく、焼却により二酸化炭素が排出され、環境負荷がかかることが問題視されている。
	浸出水	最終処分場に埋設された遮水シートや集水管などにより集約・回収される、雨水を主な成分とした水。 埋め立てた廃棄物の成分が溶け出していることがある。
	水銀廃棄物ガイドライン	廃水銀や水銀汚染物など水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的として環境省が作成したガイドライン。
	スラグ	廃棄物を摂氏約 1,300 度以上の高温で溶融したのちに、冷却・固化して得られる生成物。 主に公共工事の建設・土木資材として利用される。
	生活系ごみ	家庭から排出された全てのごみ。 古紙、びん・カンなどの資源として排出されたものも含む。
	生活排水処理率	総人口に占める集合処理人口と個別処理人口の比率。
	静脈産業	不要物や使い捨てられた製品のリサイクルや適正処理等を行う産業。
	清掃指導員	豊橋市清掃指導員設置要綱に基づき委嘱する指導員。 生活環境の保全及び再利用を通じた廃棄物の減量に向けた活動を担うものとして、1980（昭和55）年から原則 1 町自治会につき 1 名委嘱している。
	ゼロ・エミッション	ある産業から発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することで、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。
タ行	第6次豊橋市総合計画	2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの、次の10年を見通した本市のまちづくりの指針となる計画。 まちづくりの理念や目標、実現に向けた政策や取組の基本方針などを総合的、体系的に示しており、10年に1度策定される。
	脱塩残渣	焼却炉から発生する排ガスを薬剤等で処理することで発生する残渣。 リサイクルすることもできるが、現在は埋立処理している。
	多量排出事業者	産業廃棄物の前年度の発生量が合計 1,000t 又は、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50t 以上の、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者。 多量排出事業者には、処理計画の作成と実施状況の報告が義務付けられている。

	用語	説明
夕行	炭化燃料	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥、下水汚泥をメタン発酵処理した後に残った汚泥を脱水、加工して得られた生成物。 石炭の約半分の熱量を持つ化石燃料の代替としてボイラ燃料などに利用される。
	地域下水道	公の施設として特定地域か集合住宅を対象として集合処理する下水道の総称。 農業集落排水やコミュニティ・プラント等がこれにあたる。
	地域資源回収	家庭から出る紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑がみ、牛乳パック等）や布、アルミ缶、スチール缶などの資源を自治会やPTA、子ども会等が自主的に回収する活動。
	中間処理	廃棄物の処分方法のうち、脱水、乾燥、焼却、破碎、発酵などの最終処分以外の様々な無害化、安定化、減容化処理の総称。 物理的、化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形状、形態を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにする。
	適正処理困難物	一般廃棄物のうち、市町村が適正に収集・処理する上で著しい支障があるとして指定した廃棄物。
	電子マニフェスト	事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に処理の流れを記録する紙状のマニフェスト（産業廃棄物管理票）の情報を電子化したもの。 国指定の情報処理センターが運営するシステムにより管理され、紙のマニフェストの保存が不要になるなどのメリットがある。
	統合型 GIS（地理システム）	ベースとなる地形図を使用者全員で共有し、同一のものを使用することで効率化を図るためのシステム。
	動植物性残さ	動物性や植物性の固形状の不要物。 食料品製造業などの、特定の事業活動に伴って発生したものが産業廃棄物となる。
	特別管理一般（産業）廃棄物	一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。
	豊橋田原ごみ処理広域化計画	豊橋市と田原市の2市を一つのブロックとして、財政負担の軽減、資源エネルギー回収の向上等を目的にごみ処理を集約化する計画。
ナ行	熱回収	廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。 主に焼却から得た熱を発電のほか、温水などの熱源や冷房用のエネルギーとして利用する。循環型社会形成推進基本法は廃棄物・リサイクルの優先順位第4位に挙げている。
	熱分解・高温燃焼溶融炉	ごみを摂氏約 450 度～600 度で蒸し焼きにして熱分解ガスとカーボンに分解し、さらに摂氏約 1,300 度以上の高温で溶融スラグ化させる焼却炉。 ダイオキシン類の発生を抑制し、ごみを減容化するとともに、廃棄物からスラグを生成して有効利用することができる。

	用語	説明
ナ行	農業集落排水施設	市街化調整区域の農業集落などの汚水処理する施設。
ハ行	バイオプラスチック	バイオマス由来のプラスチック(原料に植物など再生可能な有機資源を使用したプラスチック)と生分解性のプラスチック(微生物などの働きによって、最終的には二酸化炭素と水に分解されるプラスチック)の総称。
	廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律。 生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、1970(昭和45)年に制定され、廃棄物の定義や処理責任の主体、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。
	ばいじん	焼却施設において発生する、すすやちりであって、集じん施設によって集められたもののこと。
	ピンカンボックス	1991(平成3)年から設置を開始し、2017(平成29)年度に廃止したびん・カン専用の回収容器。
	フードバンク	安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などからの寄贈を受け、福祉施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動及びその団体。
	不適正事案管理機能システム	本市内において発生した不法投棄や苦情等の処理経過等の情報を地図情報システム(GIS)に記録し、一元的に管理する本市の運用システム。
	プラスチック製容器包装	商品を入れる容器と商品を包む包装のうち、商品と分かれることで不要になるプラスチック製の容器と包装のこと。
	ふれあい収集	ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な世帯を対象に、玄関先等で戸別収集する制度。
マ行	マテリアルリサイクル	廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用するリサイクルのこと。 効率的なマテリアルリサイクルのためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、家電製品などの多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。
	メタンガス	1つの炭素原子と4つの水素原子で構成される化合物であるメタンが気体となった状態の可燃性ガス。
	メタン発酵	微生物(メタン生成菌等)が生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥といった有機物から、メタンガスを生成する働きのこと。
	モバイルバッテリー	スマートフォンやタブレットなどの持ち運びを前提とした電子機器を充電するための蓄電池を内蔵した電子機器。



	用語	説明
ヤ行	優良産廃処理業者認定制度	<p>廃棄物処理法に基づいて通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。</p> <p>認定を受けると、産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長や国等が行う産業廃棄物処理に係る契約での有利な取扱い、企業イメージの向上などのメリットがある。</p>
	容器包装リサイクル法	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。</p> <p>一般廃棄物のうち容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により減量化を図るとともに資源の有効利用を図ることを目的に、1995（平成7）年に制定された。</p>
ラ行	りすば豊橋	<p>豊橋市資源化センターのごみ焼却施設から発生する熱エネルギー（余熱）を利用する、本市の施設。</p> <p>温水プールや浴場などの余熱利用設備のほか、トレーニングルームなどを備え、市民の健康増進と交流の場の提供を目的としている。</p>